

神戸市告示第 91 号

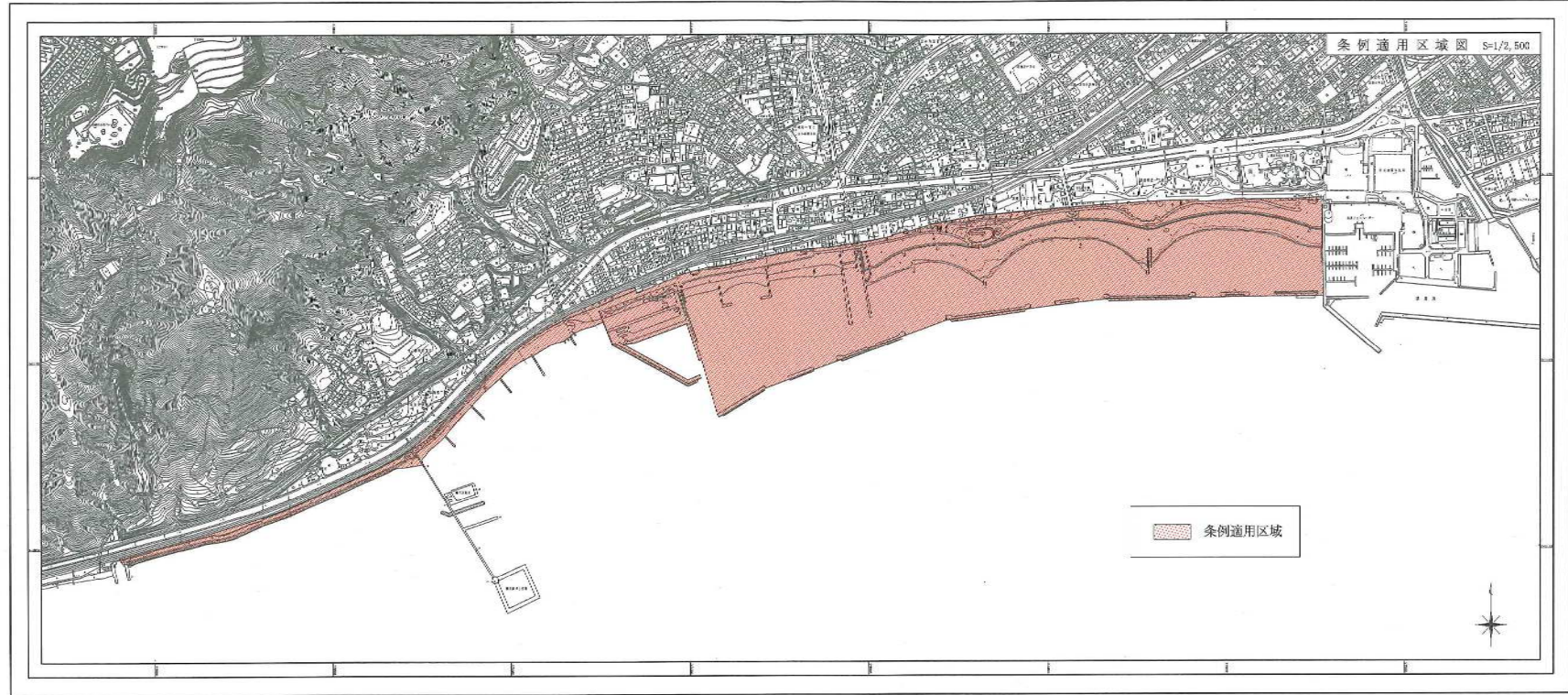
須磨海岸を守り育てる条例適用区域の告示（平成 29 年 4 月 28 日神戸市告示第 82 号）の全部を改正する。

須磨海岸を守り育てる条例施行規則（平成 20 年 3 月規則第 63 号）第 2 条の市長が告示した区域は、須磨海岸を守り育てる条例（平成 20 年 3 月条例第 37 号。以下「条例」という。）第 2 条の規定に係る区域にあつては別図 1（条例適用区域図（条例第 2 条関係））、条例第 24 条の規定に係る区域にあつては別図 2（航行禁止区域図（条例第 24 条関係））のとおりとする。この告示は、令和 4 年 5 月 1 日より施行する。その関係図面は、神戸市港湾局海岸防災課に備え置いて、一般の縦覧に供する。

令和 4 年 4 月 25 日

神戸市長 久 元 喜 造

別図1



別図2

